

長寿医療制度 (後期高齢者医療制度)の保険料納付方法 国民健康保険

保険料の納付方法には、納付書や口座振替で納める普通徴収と、年金からの差し引きで納める特別徴収があります。

普通徴収で納める方

次の項目のいずれかに該当する方です。

- 1年間に受け取る年金額が18万円未満の方
- 介護保険料と国保料、介護保険料と長寿医療保険料の合計が、2か月に一度受け取る年金額の2分の1を超える方
- 特別徴収から口座振替へ納付方法を変更した方

国保から長寿医療制度に移った方で、国民健康保険料を口座振替で支払っていた場合でも、長寿医療制度では改めて口座振替の手続きが必要になりますので、ご注意ください。

特別徴収で納める方

次の項目のすべてに該当する方です。

- 長寿医療制度 ➡
 - 納付義務者となる方の年金額が、年額18万円以上である
 - 介護保険料との合計額が、2か月に一度受け取る年金額の2分の1を超えていない
- 国保 ➡
 - 加入するすべての世帯員が、65歳以上74歳以下である
 - 納付義務者となる方の年金額が、年額18万円以上である
 - 介護保険料との合計額が、2か月に一度受け取る年金額の2分の1を超えていない

仮徴収の仕組み

特別徴収により保険料を納付する方は、保険料が確定するまでの4・6・8月の年金からは、前年度の2月の保険料と同額を仮徴収として納付します。その後、所得が確定し、年間の保険料が決定しましたら、仮徴収で納めた額を差し引いた残りの額を本徴収として、10・12月、翌年の2月の年金から納付します。

また、平成21年4月および6月から新たに特別徴収が開始になる方も、8月分までは仮徴収により納付します。なお、加入時期や世帯の状況により、特別徴収の開始時期が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。



【平成20年度の年間保険料60,000円、平成21年度の年間保険料90,000円の例】

※金額は、実際の保険料と異なります。

●すでに特別徴収されている方

(単位:円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年額
平成20年度				普通徴収			特別徴収(本徴収)						60,000
				10,000	10,000	10,000	10,000		10,000		10,000		
平成21年度	特別徴収(仮徴収)						特別徴収(本徴収)						90,000
	10,000		10,000		10,000		20,000		20,000		20,000		

●平成 21 年 4 月から特別徴収が開始になる方

平成 20 年 4 月 2 日から 10 月 2 日の間に、加入するなどにより、特別徴収の対象となった方の 4・6・8 月の保険料は、前年度保険料総額の 6 分の 1 を仮徴収します。

(単位:円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年額
平成 20 年度				7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500		60,000
平成 21 年度	特別徴収 (仮徴収)						特別徴収 (本徴収)						90,000
	10,000		10,000		10,000		20,000		20,000		20,000		

保険料を 6 回で納めるので、60,000 円 ÷ 6 = 10,000 円

●平成 21 年 6 月から特別徴収が開始になる方

平成 20 年 10 月 3 日から 12 月 2 日の間に、加入するなどにより、特別徴収の対象となった方の 6・8 月の保険料は、前年度保険料総額の 5 分の 1 を仮徴収します。

(単位:円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年額
平成 20 年度				7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500		60,000
平成 21 年度	特別徴収 (仮徴収)						特別徴収 (本徴収)						90,000
			12,000		12,000		22,000		22,000		22,000		

保険料を 5 回で納めるので、60,000 円 ÷ 5 = 12,000 円

口座振替でも納付できます

現在、特別徴収で納付している方は、申し込みにより口座振替での納付に変更することができます。なお、申し込む時期により特別徴収を止めることができる時期が異なりますので、下の表で確認の上、手続きをお願いします。

○口座振替の申込期限

特別徴収を止める時期	4月	6月	8月	10月	12月	2月
申込期限	1月末	3月末	5月末	7月末	9月末	11月末

【申込方法】

申込先に備え付けの口座振替依頼書に、必要事項を記入の上、申し込みしてください。

	申込み先	申し込みに必要なもの
長寿医療制度	市高齢・介護室、北村・栗沢支所保健福祉課、幌向・朝日・美流渡・有明交流プラザの各サービスセンター	本人の保険証、振替口座の預金通帳と届出印、後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書(申し込み先にあります)
国保	市健康推進課、北村・栗沢支所保健福祉課、幌向・朝日・美流渡・有明交流プラザの各サービスセンター	本人の保険証、振替口座の預金通帳と届出印

長寿医療制度で特別徴収されていた方

保険料が特別徴収されている方で、平成 20 年度に保険料の 8.5 割軽減を受けたことにより、残りの保険料を納付する必要がなくなった方の、平成 21 年度の保険料は、9 月まで普通徴収で納めます。なお、10 月以降は、口座振替への変更の申し出をした方以外は、特別徴収で納めます。

問合せ先 市高齢・介護室、健康推進課